

柏崎刈羽原子力発電所におけるデータ改ざん問題 に係る総点検計画について

平成 18 年 12 月 27 日
東京電力株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 1 号機および 4 号機において、冷却用海水の温度測定値（循環水の出口温度）の改ざんが行われていることを確認しました。

本件に関しては、原子力安全・保安院からの指示文書（11 月 30 日）、新潟県・柏崎市・刈羽村からの要請（12 月 1 日）を受領しました。

また、福島第一原子力発電所 1 号機で確認された温度測定値の改ざんに関連し、経済産業省からの報告徴収指示（12 月 5 日）、福島県からの要請（12 月 5 日）を受領しました。

これらの要請・指示を踏まえ、総点検計画について、以下の通り取り纏めましたのでご報告いたします。

1. 基本的考え方

今般の柏崎刈羽原子力発電所 1 号機および 4 号機における冷却用海水の温度測定値の改ざんについて徹底した原因の調査を行うとともに、組織運営のあり方について組織体質にも踏み込んで、原因究明していく。

また、点検にあたっては、温度測定値の改ざんの原因調査結果等も反映していくとともに、点検の過程で抽出された問題についても原因の究明を行う。

以上の結果を踏まえ、企業倫理を徹底するとともに、組織運営の改善を図ることにより、発電所の業務品質の向上に努めていく。

なお、調査・点検の活動は社長を委員長とする委員会の下、第三者の社外の弁護士も加えて進めることとする。

（添付資料－ 1 参照）

2. 総点検計画

調査・点検の範囲については、発電所設備に係る広範囲の業務に及ぶことから、対象を大きく三つの区分に分けて調査・点検を行う。

（区分Ⅰ）温度測定値の改ざんの原因調査および再発防止対策の検討、並びに温排水等漁業調査報告書、電気事業法および原子炉等規制法に基づく法定検査における計算機のデータ処理等

（区分Ⅱ）電気事業法に基づく法定検査記録、原子炉等規制法に基づく記録・定期報告および安全協定に基づく定期報告等

（区分Ⅲ）発電所運営に係る報告

点検にあたっては、平成 14 年 8 月の原子力不祥事^{※1}を踏まえて実施した、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検最終報告書（平成 15 年 2 月）」の実施範囲を考慮して、当時の点検方法では不足していた視点（データの取り扱いの信頼性）を織り込み、現時点において不適切な取り扱いが継続しているか否かについて優先して確認する。具体的には、電気事業法および原子炉等規制法に基づく法定検査記録、安全協定に関する報告等を抽出し、これらが適切に処理・記録されたものかについて確認する。

また、関係者への聞き取り調査および技術資料の確認を行うことによって、発電所の業務運営において同様の問題が埋もれていないか積極的な掘り起こしを行うこととする。

※1：平成 14 年 8 月に公表した GE 社の点検・補修作業に関する当社の事実隠し・修理記録等の虚偽記載の事案

3. スケジュール

下記のスケジュールで実施する予定。

また、調査・点検状況に応じて適宜計画を見直すと共に、状況については適宜公表する。

- ・平成 19 年 1 月 11 日まで 柏崎刈羽原子力発電所 1 号機および 4 号機におけるデータ改ざんに関する原因調査結果および再発防止対策の報告
- ・平成 19 年 1 月末 区分Ⅰ報告（経済産業省からの報告徴収指示（12/5）の対象）
- ・平成 19 年 3 月末 区分Ⅱ報告（原子力安全・保安院からの指示文書（11/30）の対象）
- ・平成 19 年度中 区分Ⅲ報告

以 上

【添付資料】

添付資料－1 発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会体制図